附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の別表の規定は、令和四年八月一日から適用する。

○文部科学省令第二十八号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十五年法律第百八十九号）第十四条及び第四十九条の規定に基づき、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　法第十四条第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　訓練期間が二年以上であること。

二　職業訓練指導員の数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。

２　前項の基準を満たす法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発短期大学校」という。）において行う特定高度職業訓練（同項に規定する特定高度職業訓練をいう。以下同じ。）を修了した者で、同項の認定に係る大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した特定高度職業訓練の訓練期間に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

３　前項の職業能力開発短期大学校は、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うとともに、当該評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

４　前項の規定により自ら評価を行うに当たっては、職業能力開発短期大学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

５　職業能力開発短期大学校は、第三項の規定により自ら行う評価の結果を、法第十四条第一項の認定を受けた地方公共団体に報告するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）	第二十一条第二項第一号	中学校、高等学校（旧盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程	職業能力開発短期大学校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分	号別月額	［略］	19号	20号	21号	22号	23号	24号	［略］
			円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	
国の地の別	アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	
	大洋州							オークランド	
	北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル ロサンゼルス	シカゴ マイアミ	カルガリー バンクーバー モントリオール	
	中南米		マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ		
	欧州				ユジノサハリンスク	ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク	エディンバラ	デュッセルドルフ ハンブルク ミュンヘン ストラスブール	
	中東		ジッダ			ドバイ			
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分	号別月額	［同上］	19号	20号	21号	22号	23号	24号	［同上］
			円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	
国の地の別	アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	
	大洋州							オークランド	
	北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル ロサンゼルス	シカゴ マイアミ	カルガリー バンクーバー モントリオール	
	中南米			マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ	
	欧州						エディンバラ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク	デュッセルドルフ ハンブルク ミュンヘン ストラスブール	
	中東		ジッダ				ドバイ		
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。